近年の人事・賃金制度改革(上)

――二社の事例―

玉 井 芳郎

本稿の課題は、さる家電メーカー(二〇〇三年八月と二〇〇四

1 課

題

年一二月に聞き取り調査を行った)と空調メーカー(二〇〇三年

八月~二〇〇四年一〇月にかけて聞き取りを行った)における、

しかし、この課題設定の前提として、次のような考えがあること現行の人事・賃金制度の実態を描写するということに過ぎない。

を述べておきたい。

る問題点が、当事者の意識の中でクローズアップされざるを得なかの転換期に着目すれば、そこではかつての秩序(制度)に対すかの転換期に着目すれば、そこではかつての秩序(制度)に対すのような意味における労使関係の、とりわけ戦後におけるいくつのような意味における労使関係の、とりわけ戦後における労使関係賃金制度ならびにその周辺制度が、広い意味における労使関係

なおいずのでも詳したしている。これにいれば、分かっな制度の歴史を、その時々に用いられた改革の標語によって時期このことをもう少し分かりやすくするために、戦後の人事・賃で、それは好個の素材となるといってよいだろう。

い状況を示していたから、制度内在的な研究を目指す者にとっ

年代の「能力主義化」、そして、(ウ) 一九九〇~現在における九五〇~六〇年代後半の「職務給化」、(イ) 一九六五~一九六〇 区分を行った見解に従うことにしよう。それによれば、(ア) 一金制度の歴史を、その時々に用いられた改革の標語によって時期

への配慮がしづらい」とか「昇進昇格がシビアである」とか「異ある。例えば、(イ)の始まりにおいては、職務給では「生計費展望を聞くということ、とりわけ前者に耳を傾けるということでいて、当事者がもつ従来制度に対する葛藤と新たな制度に向けた「成果主義化」、という三つの時期区分が可能であるという。右に年代の「能力主義化」、そして、(ウ) 一九九〇~現在における

動・配転が難しい」とか「実際の仕事上の能力を反映させづら

係を整理 度内在的な研究というのは、このような言説と実際の制度との関 どちらかといえばこのような言説に宿るというべきであろう。 ってくれるというわけである。そして、リアリティというのは、 ような状況に立ち会った当事者は、従来制度の不具合について語 い」といったようなことが聞かれたのであった。すなわち、 (解釈)して記述することである。 制

的な事例が必要であろう。 特徴の把握にあたって正確を期すために、少なくとも数社の具体 起こすための前段の作業 って、人事・賃金制度の 本稿は、 右のような研究のための準備作業というべきものであ 「成果主義化」を内在的な要因から説き (制度実態の記述)を行っている。 冒頭の二社がその一部である。 その

家電メー カー Y 社 の人事・賃金制度

賃金制度

三割、七割程度である。以下、 給」の二本立てとなった。本給に占める比率は、 二〇〇四年度以降、 Y社の本給の体系は、「仕事給」と「実績 順に説明する 平均でそれぞれ

(1) | 仕事給_

ではあるものの、 る。ここで当社の資格の構造を簡単に説明しておくと、まずD2 「仕事給」は、図表1に示されるように、 「主事」と呼称される管理職の一歩手前の層である。 この任命権は会社の専権事項となっている。こ 資格別定額制であ 組合員

との関係は次のようなものである。すなわち、

ゾーン2と3の中

ンがそれぞれ四つ設定されていることが分かる。ゾーンとは、資

まず後者から説明しよう。図表2の左側からは、資格内にゾー

組みが異なる

格内の賃率の幅がほぼ四等分されたもので、このゾーンと昇給額

ある。 質の変化に応じて資料 には職務変更、あるい 層である。この層は 基準にしたがって格点 使の格付委員会で作品 れはD1の「担任」も同様で 対してG5以下

きているだろう。と 説明は、さしあたり が生じる。——「仕事

「仕事給」は資格で決

<i>が</i> まるこ	こもかく	これで尽	事給」の	恰の変動	いはその	基本的	行される	成された	┗は、労	を同材で
			図	表 1	ı F	仕事	給」			
		資	锋格				4	定額		
	D2「主事」				実額表示					
	D 1	「担	任」	· G	5	"				
		(3 4			"				
		(33			"				
	G 2				"					
		(3 1					"		
	_				•					

みをもっている。ただし、D2とD1・G5以下とでは、その仕 ルールはどうなっているのか、 とが明らかなわけだが、さらに、 「実績給」は資格別範囲給である。 後の資格体系や評価制度のところで説明するのが相応しい。 各資格に位置付けられる具体的用件とは何か、(イ) の二点になるからである。これら 詰めておく必要があるのは つまり、 資格内昇給の仕組 昇格の

は、

(2) | 実績給

値を上回る部分については、次のような調整によって減額されるとであるが、ゾーンをまたがって昇給する場合、次ゾーンの下限を超えると額は極端に少なくなる仕組みである。なお、細かいこになり、それに達するまでは相応の昇給額が支払われるが、それになり、それに達するまでは相応の昇給額が支払われるが、それ間、例えばG4でいえば、二○万三、○○○円が、G4の標準的間、例えばG4でいえば、二○万三

額/適用ゾーン実績給昇給額) 次ゾーンの下限値を上回る部分×(次ゾーン同一評価実績給昇給

ことになっている。

ては、その手続きや手法などがやや込み入っているので、後述す準にもとづいても決定される。図表2の右側には「基準~標準~最されている。評価は、直属の上司・部下間では絶対評価だが、最終的にはその部署の所属する「社内分社・本部」単位で、分布基準にもとづいても決定される。図表2の右側には「基準~標準~最終的にはその部署が高する「社内分社・本部」単位で、分布基準にもとづき調整される。図表2の右側には「基準~標準~最終的にはその部署が高いるので、後述す

と同様である。

がて頭打ちを迎えるもの、というくらいに考えられている。まているわけではなく、経験を積むにしたがって習熟度が上昇しやる。習熟といっても、習熟そのものを精査するツールが用意される。習いいても触れておかなくてはならない。とはいえ定昇を支ことについても触れておかなくてはならない。とはいえ定昇を支この階層の「実績給」には、まだ定昇という概念が残っている

ることにしたい。

準ではないかと思われる。 平均昇給原資として設定されている。それは、従来とほぼ同じ水 平均昇給原資として設定されている。それは、従来とほぼ同じ水 のう。実際、図表2中のある金額ポイントが、D1・G5以下の た、昇給原資が制度的に確保されていることにも留意すべきであ

前者D2の「実績給」は、D1・G5以下の昇給額積み上げ方前者D2の「実績給」は、D1・G5以下の月給額積み上げ方を同様、それが高まるほど昇給ピッチ(改定グレード数)が小さと同様、それが高まるほど昇給ピッチ(改定グレードが設定されるように、一~八五のグレードが設定され、各グレードには昇給額ではなく、二、三千円程度のピッチの実額が表示される様式である。そしてD2格付者は、各々のゾーン(四つ)と実績評価(「基準~標準~最高」)から求められる「改定グレーと実績評価(「基準~標準~最高」)から求められる「改定グレーと実績評価(「基準~標準~最高」)から求められる「改定グレードを実績に関すると同様、それが高まるほど昇給ピッチ(改定グレード数)が小さと同様、それが高まるほど昇給ピッチ(改定グレード数)が小さと同様、それが高まるほど昇給ピッチ(改定グレード数)が小さと同様、それが高まるほど昇給ピッチ(改定グレード数)が小さと同様、それが高まるほど昇給ピッチ(改定グレード数)が小さと同様、それが高まるほど昇給ピッチ(改定グレード数)が小さといる。

— 149 —

図表2 D1·G5~G1の「実績給」(単位:円)

資格	ゾーン			実績給改定額 (昇給額)				
具領		, ,	基準	~ · ~	標準	~ · ~	最高	
	ゾーン4	~282,000 以下	0	0	0	0~	A	
D1 · G5	ゾーン 3	~	0	0	Δ	~_~	A	
D1.G3	ゾーン 2	~	A	~_~	•	~ 0~	0	
	ゾーン 1	118,000 以上~	A	~•~	0	~ 0 ~	0	
	ゾーン4	~245,000 以下	0	0	0	0~	A	
G 4	ゾーン3	203,000 以上~	0	0	Δ	~△~	.	
04	ゾーン 2	~20,3000 未満		~_~	•	~•~	0	
	ゾーン 1	103,000 以上~	A	~_~	•	\sim \bigcirc \sim	0	
	ゾーン4	~225,000 以下	0	0	0	0~	.	
G 3	ゾーン 3	~	0	0	Δ	\sim \triangle \sim	.	
0.5	ゾーン 2	~	Δ	~_~	•	~•~	•	
	ゾーン 1	87,000 以上~	A	~_~	•	\sim \bullet \sim	0	
	ゾーン 4	~189,000 以下	0	0	0	0~	\triangle	
G 2	ゾーン3	~	0	0	Δ	$\sim \triangle \sim$	A	
0.2	ゾーン 2	~		~_~		~_~	•	
	ゾーン 1	76,000 以上~	A	~_~	•	~•~	•	
	ゾーン4	~161,000 以下			Δ			
G 1	ゾーン3	~			Δ			
01	ゾーン 2	~			A			
	ゾーン 1	59,000 以上~			•			

(出所) Y 社労組機関紙、2004年1月28日号。

(注) 実額表示部分は、1,000 円未満を四捨五入。◎=1 万円以上。●=5,000 円以上 1 万円未満、▲=1,000 円以上 5,000 円未満、△=1,000 円未満。

であった。 という別体系の調整給で支払われる仕組み 整ル 図表3では省略されているもの は据え置きで調整なし、 る(なっていた) D2でいえば八六グレード以上の金額にな 0 部分とは、 的に生じてくる事態、 在せず、 つてないほど徹底されているのだと考えて ・賞与の絶対 っていえば、「仕事・ っている。 「実績給」にはもはや定昇とい 八六グレード以上が設定されており、 制 最後に、 〇三年までは、 の上限値を超える(あるいは二〇 「実績給」 1 D1·G5以下については、 度移行時にすでに超えてい ルについて補足しておきたい インタビュー 今回それが廃止され、 こうした特徴から、 頭打ちの設定にともない D1・G5以下でいえば に組み入れられることになっ 額水準の 場合に生ずる。 超過部分は「実績給Ⅱ_ 成果のレベルと賃金 対応」 -時の つまり超過部分 D2については、 配布資料になら が、 う概 この た それぞれ 1000 超過部分 不可 実際に 場合、) 〇四年 念は存 階層 ゾー 調

図表3 D2の「実績給|

ゾーン	実績給	実績給額		改定グリ	ノード数		
	グレード	(単位:円)	基準~	~標準	~	~最高	
	86~	実額表示	-6	$-5 \sim -4$	$-3 \sim -2$	0	
	85	"	$-6 \sim -5$	$-4 \sim -3$	$-2 \sim -1$	0	
ゾーン4	84	"	$-6 \sim -5$	$-4 \sim -3$	$-2 \sim -1$	1	
1 7 - 7 4	83	"	$-6 \sim -5$	$-4 \sim -3$	$-2 \sim -1$	+1~+2	
	82	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	$-6 \sim -5$	$-4 \sim -3$	$-2 \sim -1$	+1~+3	
	66	<i>"</i>	,0000000000	0000000000	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
	65	"					
	64	"					
	63	"					
ゾーン3	62	"					
/ - / 3	61	"					
	60	,,					
	25	,					
ゾーン 2	24	"					
	23	"					
	22	"					
	21	"					
	20	"					
	19	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,					
r~~~~~~	4	,,	+2~+3	+5~+6	+9~+10	+12~+14	
ゾーン1	3	"	+2~+3	+5~+6	+9~+10	$+12\sim+14$	
	2	"	+2~+3	+5~+6	+9~+10	$+12\sim+14$	
	1	167,000	+2~+3	+5~+6	+9~+10	+12~+14	

(出所) Y 社労組機関紙、2004年1月28日号。

いが、当社は二○○三年一月に組織体いが、当社は二○○三年一月に組織体いが、先述の「社内分社・本部」ごとの原資決定・個人配分の仕組みが二○○五年三月までに構築される見通しで、五二に紹介する仕組みは、いわばそのガイドライン的な意味合いをもつものである。

る仕組になっている。

りダイレクトに反映される仕組みにな

幅に変更され、個々人の成績格差がよ

った。なお、ここで詳述する余裕はな

という。対して後者は、その様式が大

い。数式が若干変えられた程度である

四年の改定でもそれは変わっていな

のは二〇〇一年のことであり、二〇〇に業績連動という考え方が適用された

の個人配分の仕組みを紹介する。前者

以下では、

賞与原資決定の算式とそ

1 賞与原資決定の算式

一○○四年度に適用された算式は次のとおり。

а 基準内賃金連動賞与

5

- (b) 全社業績連動賞与
- グロー ル連結業績

c

逆動

d インセンティブ

a 基準内賃金連動賞与原資は、 三月末平均基準内賃金×四

b 〇ヶ月×三月末組合員(正社員) 全社業績連動賞与原資は、 (前年度全社営業利益+前年度全 数で決まる

社業績賞与原資)×定率で決まる。いくつか用語の確認をして おかなくてはならないだろう。まず全社とは、 (株)、DB(株)、DK(株)、SJ(株)、YS(株)、 本社、 徐 M C

T R

R研究所の八つの事業体を指す。第二に、念のため営業

資である。 までもなく右の算式で求められた二〇〇三年度全社業績賞与原 営業利益である。 利益について補足しておけば、それは業績連動賞与支払い後の 第四に、定率とは過去一○年間における営業利益と 第三に、前年度全社業績賞与原資とは、 いう

実際に支払われた賞与原資との関係などから導き出されるもの

標準的な業績に対して一・〇ヶ月分の原資が発生するような率 ばならないか、という発想にもとづいている。この場合には、 ば五・○ヶ月に達するには、どのくらいの業績を出しておかね である。つまりこれは、 トータルの賞与原資が従来並みの例え

が設定されるわけである。

最後に、

括弧で括られた部分

(前年

が)。 だけにすると、毎年の賞与原資の変動が大きくなってしまう。 算式のうちに含まれることになるからである。 かについては、 算されているのであろう。これがなぜ変動緩和の機能を果たす その変動を緩和させるために、 ような理由が推測出来る。すなわち、業績を前年度の営業利益 れる理由である。明確な説明は受けなかったが、これには次の 余地はない(なぜ経常利益ではないのかという問いはありうる 単に説明しておく。この項目は業績に連動させるものであるか 度全社営業利益と前年度全社業績賞与原資の 営業利益が算式に含まれることに対して疑問をさしはさむ しかし問題は、 次の式から明らかなように、 後者の業績賞与原資が営業利益に加算さ 前年度の業績連動賞与原資が加 歴年の営業利益が 和 の考え方を簡

社業績賞与原資)×定率 前年度業績賞与原資=(前,年度全社営業利益+前 〃 年度全

 \widehat{c} 重は、 四年一月二八日号)。ただし、賞与原資に占めるこの などを総合的に勘案し、 踏まえ、過去五年間の連結営業利益および全社営業利益の推移 い。定率の考え方は次のとおりである。「二〇〇三年度決算を ×定率で決まる。連結対象企業は、今のところ把握出来ていな グロー 今のところきわめて小さい。 バル連結業績連動賞与原資は、 決定する」 (Y社労組機関紙 前年度連結営業利益 項目の比 100

(d) インセンティブ原資は、三万円×各 合員 (正社員)数で決まる。 留意すべきは、この項目の原資が 「社内分社、 本、 部

右の三つから独立しているという点である。 (b)、(c) の原資は集約されて、次に述べるような全社共通 つまり、 a `

より各「社内分社・本部」が原資決定を行う体制へと移行する 社・本部」独自のルールにもとづいて行われる。付言しておけ の配分ルールにしたがうのに対し、この原資の配分は「社内分 この項目は二○○四年度のみの適用であるという。 次年度

にともない、 基本的には廃止される予定になっているからであ

2 個人配分の仕組

以下とD2)の二本立てになる予定である。 連動部分が圧縮・撤廃され、 回)というものであったが、次年度から資格階層別(D1・G5 二〇〇四年度に適用された個人配分の仕組みは、 本給×二・〇ヶ月+資格別評価別の査定額 評価別査定額の比重が増したものに しかもそれは、 (夏・冬の年二 全組合員共通 本給

D1·G5以下

なる。

具体的には次のとおり。

本給×一 一ヶ月 + 資格別評価別查定額

D 2

本給リンク廃止 評価別査定額(8)

レクトに反映されることになるので、 おいて、 2にいたっては廃止されている。このように成績評価がよりダイ D1・G5以下では本給リンク分が一・二ヶ月にまで圧縮、 前者で金額格差が従来の二倍程度、 理論的には、 後者で従来の三倍程 同一資格内に D

> 合、それは年収の一〇%以内を限度とすることが労使で確認され ては規制が設けられており、 訂で最も大きなものである。 度になるという。 刺激の強さという点でいえば、 もっとも個人の毎年の変動幅につい 評価によって支給額が減額される場

資格体系の大括り化 2 | 2 資格制

ているという。

五年間固定されてきた。しかし、近年の様々な経営上の要請に対 当社の資格体系 (特称制度) は、 一九七九~二〇〇三年まで二

応するため、また二○○一年の組織体制のフラット化にも影響を

受けて、それは大括り化されることになった。以下では、組織体 から、当社のフラット化の進展を簡単に触れておきたい 制のフラット化と資格の大括り化との関連に着目するという視点

図表4における変化前の図では、 班長~事業部長までの職制に

るごくわずかの部門を除き、 資格の範囲が狭まっているが、 なお変化前と変化後とでは、 置き換えが進んだ結果、 長である。当時はまだ部課制と並存していが、次第に部、 ト」と呼ばれる組織体制への移行にともない導入されたラインの る。後二者は、二〇〇一年の「フラット&ウェブ型マネージメン 加えて、グループマネージャーとチームリーダーが設置されてい 現在では、 グループ制が浸透しているという。 グループマネージャーに任命される これは運用実態がそのように変わ 昔風の「肩書き」を必要とす

近年の人事・賃金制度改革 £

図表 4 資格体系の大括り化と部課制の廃止

(1986~2003年まで)

(2004年以降)

(198	b ~ Z	ひひる年まで)	(200	4 年以	年)			
仕事 グループ	特称	管理監督職	仕事 グループ	特称		管理!	監督職	
	理事	車		上席 理事				
	副理事			理事			グルー	事業場長
	参事			参事		チ	グループマネージャー	場長
	副参事	課長		多手		1 4	ジャー	
	H3主事	ダジャ		D2主事	,	リーダ		
	H2主任			□2⊥.亊		1		
G5	H1担任	班長	G5	D1担任	班長			
G4			G4					
G3			G3					
G2			G2					
G1			G1					

で、――「少なくともGMでからがどうやら基本形であるらしい。 というのがどうやら基本形であるらしい。 というのがどうやら基本形であるらしい。 というのがどうやら基本形であるらしい。 というのがどうやら基本形であるらしい。

以下はそのままである。の主事と主任が主事にまとめられ、一般職層のG5の主事と主任が主事にまとめられ、一般職層のG5理事と副理事が理事に、そして参事と副参事が参事理事と副理事が理事に、そして参事と副参事が参事

格付要件の説明を行うにあたって、現在の調査段各資格に位置づけられる要件

可能な格付要件は、八六年当時のG1~G5、といい。「可能な格付要件は把握出来ていないこと。――説明として一九八六年のものであること。第二に、管理として一九八六年のものであることを明らかにしてお階では次の二つの制約があることを明らかにしてお

年度から大括り化された資格体系が適用されること

右のようなフラット化の影響を受けて、二〇〇四

うことである。

(1)「仕事グループ」の特徴

ところで図表4では、資格体系として「仕事グループ」と

「特

れている(H1~H3、 管理職層についても、一応「仕事グループ」による呼称が設けら する資格を指しており、 うがよいだろう。 いては、 下、格付要件)を説明する前に、その違い明らかにしておいたほ 称」とが併記されているから、各資格に位置づけられる要件 この「仕事グループ」のことを資格と呼んでいたわけで 前者の「仕事グループ」は、一般の組合員に対 G1~G5まである。また、 D1·D2)。先の賃金制度の説明にお 組合員の進 议

いている社員に対して与えられる資格である。のまり管理職層の社員、ならびに組合員であっても職制につる。つまり管理職層の社員、ならびに組合員であっても職制につ 後者の「特称」とは、会社がその任命権を保持する資格であ

再掲しておく。

るのであるから、どの職務がどこに位置づけられることになるの

「仕事グループ」体系は、上述のように職務序列を表現してい

ある。

という慣行に根差しているということである。つまり、 格付にかんする苦情処理、等々を行うことになっている。こうし 部—事業所) からなる中央格付委員会(本部―本社)、事業所格付委員会 とは異なり、「仕事グループ」は労使による共同決定、 これにかかわって留意しておかなくてはならないのは、「特称」 一九六六年にいわゆる「仕事別賃金」が導入されて以 において、「仕事グループ」の設定、 格付の認定、 共同運用 労使同数 (支

さらに留意すべき点は、 職能資格とは異なり、 それは社内の職

近年の人事・賃金制度改革(上

現在に至るまで続いている。

区分

(製造組立系、製造機械 が示されている。

G 1

運転系…)

ごとの職掌区分ならびに職種

機能を果たしている。このようにいうと、「仕事グループ」とつに対し、「仕事グループ」は職務特性と賃率(〃)を媒介する まうので、 てくるのであるが、その検討はここでの課題から大きく外れてし 務遂行能力と賃率 務序列を表現しているということである。 (職務給のための)職務等級との違いは何か、という疑問が生じ 両者の設計のされ方から判断しうる性状の差異があ (正確には賃上げ配分) とを媒介する機能をも つまり、 職能資格

(2)「仕事グループ」の定義 る、というにとどめておきたい。 ⁽²⁾

みたい。ここで対象となる「仕事グループ」体系を図表5として 即して、各「仕事グループ」の定義の実際を少し詳しく検討して 八六年に出版されたY社労働組合編 『Y社の新仕事別賃金』に

プ は、 らない。次に示す三つの表 か、を示す基準がなくてはな 図表6には、「仕事グルー 内の昇進階梯 その全貌の要約である。 G Н 体系 称

事

任 任

図表 5	組合員の	格付付
仕事グ	゙ループ	特
	H 3	主
	H 2	主
G 5	H 1	担
G 3		
G 4		
G 2		

— 155 —

図表6 職掌分類基準

職掌区分	記号	定義
技 能 職		製造組立系 製造機械運転系 製造機械運転系 製造技能系 製造技能系 製造管理系 製造管理系 製造管理系
事務技術職	G	管 理 系 販 売 系 技 術 系 システム等の分野において、社会科学・自然科学的知識または、これと関連した業務知識に基づいてなされる、企画・調査・研究・折衝等の事務的・技術的業務。
特 務 職		保安業務、乗用車運転業務。
管理監督職		一部門の長として、その部門の業務を統括するとともに、上長の補佐ならびに部下の指導・育成を行う業務。また一定の範囲の直接生産作業およびその補助業務について上長の方針をうけて部下を指導・監督してその遂行にあたる業務。
専門職	Н	原則として単独で、社会横断的に認定される専門知識、技能等を発揮 してなされる専門的業務。
専 任 職		原則として単独で、社内外で習得した知識、経験、ノウハウ等を発揮 してなされる専任的業務。

であり、

る基準が設定されることになった。

必要とされる「技能」と「知技能職においても分類法によ

れておいたことだが、

八六年から、

図表7には技能職の格付基準が示されている。注

11

でも

(出所) Y 社労働組合編『Y 社の新仕事別賃金』1986年、105頁。

部基準」である。見られるように、

職種内職務の分類基準にして

「職種

別

「定義」を職種の型ごとに展開したのが、その下の

^{9、}図表7上辺の「定義」はそれを如実に示している。²⁸程度とニュアンスを表現することが、この分類基準の

ホワイトカラー業務の多様性、柔軟性のためであろう。はむしろ職務遂行能力を段階的に表現したものだ、ということもはむしろ職務遂行能力を段階的に表現したものだ、ということもで定義」については、技術職と同質のものである。その下は「職院体例」となっている。技能職のような職種ごとの細則を書くことが出来ていないのは、おそらく生産技術体系に捕捉されないよいイトカラー業務の多様性、柔軟性のためであろう。

事が増大してきている」(pp. 107) 化してきて」おり、さらに「技能職と事務・技術職の中間的な仕 る仕事内容から、 導入に伴い、 た。前掲書によれば、 ることが、さしあたり関心を引く――八五年以前は別体系であ ここでは技能職と事務技術職の二つの職掌がひとつに括られて 従来の知識、 知識、 それは、 技能 習熟、 (技術) 「(技能職が―筆者) 肉体的負荷、 からであった。 を中心とする仕事内容に変 精神的負荷を要す O A の

図表7 技能職の格付総括定義と職種別細部基準

	G1	G 2	G3	G 4	G5
定義	定められた作業手順に 基づき行う、ごく限ら れた範囲の単純な反復 業務。	初歩的な知識を業産に 定められた作業手順や 走準等に基づき汚。 比較的簡単基な業務。 限られた範囲内で多少 の判断を必要とする業 務。	担当の主な、 を	の実務経験に基づきを 単独または下遊行する場合を 第しながあ。 造質したを がは生産遂行上の複雑 なトラブル発生時間 な、社内の関連を との折衝・調整を行い	の関連の高度な専門知 識・技能および自己の 相当の実務経験に基づ き、単独または下級者 を指導しながら遂行す る複雑かつ困難な業
製造組立系	定められた作業手順に 基づき行う、ごく限ら れた範囲の単純な反復 作業。	定められた作業手順や 基準等に基づき行う、 組立・点検・調整・検 査等の業務。	工程全般のかなりの知 識を基礎に各種トラブの 地にもある程度自己ら行 り、各高調 整理 を検査、 地等のやや 複雑な業務。	工程・品の音を のかなりの知行う。 経験に基業務指備、工程の 切換えの主導行、、機種の 安定化、品質の修理が の変定化、 な変定が、 な変に、 な変に、 な変に、 な変に、 な変に、 な変に、 な変に、 な変に、 ななでいる。 な変に、 なな、 なな、 なな、 なな、 なな、 なな、 なな、 な	当該仕事に関する国家・ 検定1級程度の知識・ 技能に基づき、単項 たは下級者を指導しない がら行う複雑かつか な製造組立的業務。
製造機械運転系		当該自動機械・ブレス ・射は成形機械・ブロカホ 知し、振作方れた業務を1 が表す。 が表す。 が表す、 が表す、 が表す。 が表す、 が表す。 が表す、 を が表す。 を が、 を が、 を が、 を が、 を が、 を が、 を が、 を が	当該仕事に関する多基整基 生態 大我能しまに基の判作。というには、大きない。 はいる はいる かっぱい はいる かっぱい はいる かっぱい はいる かっぱい はいる かっぱい はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる はい	当該仕事報では、一個のでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	械・プレス・射出成形 機・複雑な設備などの 運転管理およびその複 雑困難な調整・修理・
製造技能系		当該機械・工作法等に 関する初歩的で簡単 な、機械部品・金型・ 自動機械等の加工・仕 上げ等の業務。	当該仕事に関する一般 的基礎知識に基づき判 基本的には自己の料 を行う、一般的な型・制 の機械部品・金型・自 動機械等の加工・仕上 げ等の業務。	たは下級者を指導しな	当該仕事に関する国家 検定1級程度の知識・ 技能1級程度の知識・ 技能に基礎者を 技能で基礎を 技だ1 がら行う、 技能業務。
製造管理系		定められた業務手順や 基準等に基単な量産品 定型的で簡単理な量産品 作、品有質管部品・修業 等の入出庫管理等の業 務。	基本行う。 基本行う、や検付 で行う、や検対、品部 で行う、や検討、品部 に生産機関、品部 生産機関、品部 を選集が が表する。 は、生産機関では のが、との折衝 も行う。	なり複雑な試作・理、 具検討、品質管理、材料・ 経験部品・修理素品・修理素品・修理素品・修理素品・修理素品・修理素品・を理等の業に際して、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	独または下級者を指導 しながら行う、複雑か つ困難な製造管理的業 務。かなり重大なトラ ブルに際しても生産を

(出所) Y 社労働組合編『Y 社の新仕事別賃金』1986年、122∼5頁

図表8 事務技術職の格付基準 (定義と業務具体例)

	G 1	G 2	G 3	G 4	G 5
定義	業務定法がほと単純の処まな場合では、 を関いては、 を型的なく限等で、 を型的なく限等で、 を型的なく限等で、 をで、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 の	業手に常うでは、 を発表している。 では、 を表現して、 を表現して、 を表現して、 を表現して、 を表現して、 を表現して、 を表現して、 を表現して、 を表現して、 を表現して、 を表現して、 を表現して、 を表し、 であために、 であためで、 となるを、 を表して、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 のを、 を、 を、 のを、 の	業体では、	特定では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	高田・正の一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、
業務具体例	各うな。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ 事務 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	よ業計成調作告 をの究さ行料分析点行企に験行おった。 務・すおど材門内、、先にすの基者 おと繋討成調作告 をの究さ行料分析点行企に験行おった。 第・すおとが問門内、、先にすの基者 を取り入れる は、大きによるを出し、すび果の原とので、大きに関係する。 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十

(出所) Y 社労働組合編『Y 社の新仕事別賃金』1986年、126~8 頁

昇格のルー:

しておく。 金』を参考にする。羅列的ではあるが、基本的な情報のみ次に示金』を参考にする。羅列的ではあるが、基本的な情報のみ次に示す格のルールについても、主として前掲『Y社の新仕事別賃

はG2)である。ただし入社二年目の一二月までは未格付期間(a)大卒の初任格付は、おおむねG4(修士卒はG5、短大卒

となっている。

- (6) 八五年以前においては、とりわけ技能職(現業職)につい、八五年以前においては、とりわけ技能職(現業職)につ
- 主任・H1(現在は主事・D2)へ昇格する段階にあるとい(c) その年次別管理につき、いわゆるファースト・トラックは
- (d) 年次別管理における、個々人の相対評価には人事考課が活出されるはずである。しかし、それが実際にどのようなもので用されるはずである。しかし、それが実際にどのようなものでいった。「技能職仕事グループ転換基準・転換訓練による適用)に基づき決定する」(pp. 115)、事務・技術職については、「各個人の担当仕事グループによって決定する」(ク)、と記載されているのみである。ープによって決定する」(ク)、と記載されているのみである。

らない。 らない。

(e) あるいはその当時、人事考課のためのツールは整備されて

いなかったのかも知れない。大卒G4は、(仕事が変わらなく

いたものの、過去の評価の累積を査定するということは、あま事)への昇格についても、そこである種の順位付けが行われてていたようであるし、ファースト・トラックである主任(主ていたようであるし、ファースト・トラックである主任(主ても)最短で二年、標準的には三年でG5に昇格するというふても)最短で二年、標準的には三年でG5に昇格するというふ

てきているという。しかし、年次別管理自体もそうだが、その(f)近年、このような年次別管理から少し離れた運用がなされりにもとづく)。

— 159

2-3 評価制度

具体像は把握出来ていない。

の人事考課プロセスが、ある程度表に出てくる(上司・部下間での人事考課がロセスが、ある程度表に出てくる(上司・部下間でに述べたように、それを把握するための資料は手元にはない。といいえ、当社では「コミュニケーション・プログラム」というとはいえ、当社では「コミュニケーション・プログラム」というとはいえ、当社では「コミュニケーション・プログラム」ということがひたは、やや古い資料にもとづいて叙述を展開してきたため、右では、やや古い資料にもとづいて叙述を展開してきたため、

れているものと見てよいのだろうが、この裏(経営側)には

共有される)ことになった

それは、すでに見てきたような、資格と実績に対して支払われる刺激的な賃金制度によって特徴付けられる当社の処遇制度を持る刺激的な賃金制度によって特徴付けられる当社の処遇制度を持ち、「コミュニケーション・プログラム」とは、経営ニーズ(経営基本方針・人事方針・事業計画)から展開される個々人への役営基本方針・人事方針・事業計画)から展開される個々人への役営基本方針・人事方針・事業計画)から展開される個々人への役営基本方針・人事方針・事業計画)から展開される個々人への役営を、素朴に考えれば、そこでは、年功によらない厳しい評価を受と、素朴に考えれば、そこでは、年功によらない厳しい評価を受けたとて、「ありたい自分・なりたい自分」という欲求から引きけたとて、「ありたい自分・なりたい自分」という欲求から引きはされたチャレンジ意欲をもってそれを乗り越えていこうとする態度が称揚されるということであろう。

具体的な仕組みを、次に紹介しよう。 プログラム」の このような性格をもつ「コミュニケーション・プログラム」の

「コミュニケーション・プログラム」

接において、被面接者は、(ア)昨年度に担当したテーマ、(イ)ろう。具体的には次のようなことが行われる。四月に行われる面たい自分」からチャレンジ意欲が引き出される場というものであたい自分」からキャレンジ意欲が引き出される場というものであは「キャリアUPプラン」と「ターゲットプラン」から構成され図表9に見られるように、「コミュニケーション・プログラム」図表9に見られるように、「コミュニケーション・プログラム」

人物像や能力についての自己評価、

(ウ

将来的な配置希望など

図表9 コミュニケーション・プログラムの概要

		キャリア UP プラン	ターゲットプラン
目	的	チャレンジ意欲を尊重した育成	成果主義の徹底
内	容	・人物・能力の把握および将来方向の 検討・上司による昇格検討・開発検討・配 置検討	・「ターゲットプラン(目標設定〜成果確認)」を通じた「実績」の把握・上記「実績」を、階層別分布基準に沿って分布させることによる「実績評価」の実施
口	数	年1回(4月)	年3回(目標設定4月、成果確認9月、実績評価 翌年3月)
<i>そ0</i>)他	当該年度中に 45、50、55 才に到達する者を対象として、節目におけるキャリアの棚卸 (=マイキャリアプラン)もあわせて実施	

(出所) Y 社労組資料。

うことが求められる。第一に、被面接者が「チャレンジ意欲」、

第三に、職能・事業分野ごとに求められる専門能力の有無。こう力」、「想像力」、等々の一般能力はどの程度保持しているのか。た人物であるのかどうか。第二に、「人材育成」、「企画・構想「使命感・責任感」、「信頼感」と表現されるところのものを備え

開発の方向性や適正配置などを検討することになる。した評価を踏まえて、面接者は、被面接者の昇格、ならびに能力第三に、職能・事業分野ごとに求められる専門能力の有無。こう

段階の調整を経て、 九月には中間的な達成度の自己評定を、 開された当職場の方針と目標の説明を行い、そして被面接者各々 果主義の徹底を図るためのもので、 面接者の一年間の実績を確定する。 トに記入する。 に期待される役割を提示する。 捗(九月)~成果確認と実績評価(翌三月)の手続きを踏む。 後者の「ターゲットプラン」は、 目標の設定に際して、 チャレンジすべき目標を「ターゲットプラン」用のシー 設定した目標以外の成果についてもシートに記入 九月と翌三月にも面談が行われる。 最終的には「社内分社・本部」 面接者は、こうした面談を踏まえて、 面接者である上司は、 被面接者はそれを踏まえて、 確定された各々の実績は、 図表9右に記載のとおり、 当期目標の設定 翌三月には通年のそれを 事業計画から展 を単位とした 被面接者は、 (四月)~進 当期 被 几 成

その他の付随的な制度

しておきたい。

ここでは、右の評価制度に関連する付随的な制度を簡単に紹介

で、 対象として、 ト・プログラム」 ンドの醸成、エ)能力開発目標の明確化、 欲の喚起、(イ)評価の納得性の向上、(ウ)上司の人材育成マイ いる。こうしたフィードバックのねらいは、(ア)チャレンジ意 下の目標とその成果を具体的に共有化しておくこと」だとされて 常の接触時においても、「十分なコミュニケーションを図り、 された実績が四ランクに丸められたものが、参事は年俸通知 されている。後者については、 力していくことのできる加点的なフィードバックを行うこと」と 際のポイントは、「本人の強み弱みを明確に表示し、 ーダーチャート様に表示されたものが、本人に伝えられる。 のである。前者については、 ン」、「ターゲットプラン」双方の評価が本人に返されるというも ムが二〇〇一年に導入されている^(E) 第一に、G5~参事を対象とした評価のフィードバックシステ 第二に、同じく二〇〇一年に導入された「マルチ・アセスメン 主事以下は口頭で伝えられる。ポイントは、 上位者、 がある。 同等者、 これは、 人物や能力などについての評価がレ 下位者のそれぞれから評価を受け 先述の七~八ランクの範囲で評 事業場長を除く参事を主たる これは、「キャリアUPプラ の四点にあるという。 面談に限らず 通

— 161 —

資格別評価別の分布規制にしたがい、

七~八ランクの範囲で評価

る。 る。 る。 る。 のである。 がは、(ア)本人の気づきを促したり、(イ)人物 されない。ねらいは、(ア)本人の気づきを促したり、(イ)人物 うにして受けた評価は、本人の昇給評価、昇格評価などには反映 うにして受けた評価は、本人の昇給評価、昇格評価などには反映 る。このよるというものである。評価項目は、(ア)お客様重視、(イ)スピ

以降に導入されているようであるが、詳細は把握出来ていない。アピールチャレンジ」という一連の施策が、いずれも二〇〇〇年この他に、社内FA制度ともいうべき「e‐チャレンジ」、「e‐

2-4 備忘録

追跡を行わなければ、その性格の説明が出来ない性質のものであ語と似ていて、共時的な機能分析はもとより通時的なプロセスのけ部分が本稿において紹介された制度である。制度というのは言は一、ここ一〇年間の当社処遇制度の変遷は図表10のとおり。網掛をが多く、精粗の目立つ記述になってしまった。ここでは、今後とが多く、精粗の目立つ記述になってしまった。ここでは、今後とが多く、精粗の目立つ記述になってしまった。ここでは、今後とが多く、精粗の目立つ記述になってしまった。

能な限り押さえておくべきであろう。

把握しておかなくてはならない。これは基本的な作業である。まにするためには、網掛け以外の部分についてもその具体的な姿を

いわゆるソフトランディング、つまり移行措置についても可

この意味からすれば、近年における処遇制度の性格を明らか

図表 10 90 年代以降における Y 社の処遇制度の変遷

	90 年代	2001 年	2004 年
本給構造	基礎給 (30%) 仕事別基本給 (30%) 仕事別本人給 (40%)	基礎給 (30%) 仕事給 (30%) 実績給 (40%)	仕事給 (30%) 実績給 (70%) *実績給については D2 と D1・G5以下で別体 系
賞 与	労使交渉による原資決定	原資の業績連動制を導入	個人配分における格差の 拡大
資格制度	仕事グループ (G1~G 5) と特称制度 (主任 H 2~理事の6階層)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	1 1
備考	年次別管理による昇格運用? 98年より目標管理制度 が導入される	年次別管理による昇格運用? 評価の透明化・オープン 化を図るための制度が導入される	2003 年度からドメイン 別経営体制に→2005 年 度より「社内分社・本 部」ごとの処遇制度に

る。現在、多くの企業で管理職年俸制が導入されているが、その② 管理職の処遇制度にも触れておいたほうがよいかと思われ

原資となるに過ぎないという話もある。組合員が昇格・昇進した役員報酬と組合員給与の総額を差し引いたものが、管理職の年俸ないか。また伝え聞くところによれば、当期の総額支払原資から原資は企業業績や部門業績とリンクされていることが多いのではる。現在、多くの企業で管理職年俸制が導入されているが、そのる。現在、多くの企業で管理職年俸制が導入されているが、その

定されている

さきの存在である管理職は、

いま、企業の中でどのような立場に

あるのか。彼らの処遇制度の実際を見ておくことは、その理解の

助となるであろう。

その際の格付基準の変容(あるとすれば)は、興味のある調査対はどのようなものであったのか。年次別管理の運用の仕方、また準による格付運用が、人基準(年次別管理)に変わってきた経緯③ これは本文中に示唆しておいたことでもある。当社の仕事基

象である。

業領域の再編成である。つまり、当社は従来コア会社(本社)を一言でいうなら、それはグループの全体最適という視点からの事メイン別経営体制へと移行している。このドメイン別経営体制を(図表10にも示しておいたとおり、当社は二〇〇三年度よりド

いる当社グループの事業の括りを最適化することで、こうした事造を圧迫する要因になっていた。国内外の複数の市場に参入してめとで、非効率な部門を生じさせ、したがって当社全体の収益構が「スとした分社政策を進展させてきたが、このことが、近年の業領域の再編成である」と書い、当社に役束ニア会社(本社)を業領域の再編成である。ごまり、当社に役束ニア会社(本社)を

近年の人事・賃金制度改革(上

態に対処しようと試みたわけである。

○○六年七月に連合支部体制から単組体制へと移行することが予付言すれば、当社労組もこの事業再編に対応するかたちで、二

分権化が処遇制度におよぼす影響ということに話を限定すれば、とは、門外漢の筆者には出来そうにもないことである。しかし、こうした分権化の経営上のねらいやその効果を的確に論じるこ

べたように、賞与原資決定や個人配分は各「社内分社・本部」各織」に配分する仕組みを促すであろうといえる。実際、すでに述それは、少なくとも市場での成果をより直蔵的に「人」や「組

い、というほどの意味において、分析の射程をそこまで広げておなるかはいまのところ不明瞭であるが、ここがそうかも知れなな運用が目指されている。当社の「成果主義」の終着点がどこに様でなされることになっているし、また賃金についてもそのよう

編注

いてもよいように思われる。

である。 「第七十八号が欠号となったために、本第八十号に再録するものある。同第七十八号が欠号となったために、本第八十号に再録するものである。

注

(1) 石田光男 『仕事の社会科学』 ミネルヴァ書房、二〇〇三年 (pp. 180

- 2 以下の叙述は、全て当社労組への聞き取り調査にもとづく。
- 3 「社内分社・本部」とは、その名称どおり、基本的には社内分社 ら構成されている 部機構として事業場―支部、そして上位機構として本社―本部か 人配分をめぐり、当社労組の連合支部と交渉を行っている。な で後述するように、そこに所属する組合員の賞与の原資決定・個 れていると考えてよい。そして処遇政策に限っていえば、本文中 (あるいは分社)と本社の機能部門 Y社の労使関係は、「社内分社·本部」 一連合支部、 (e.g. 営業本部) から構成さ その下
- 4 D2の昇給原資設定のルールは不明
- 5 同じゾーン内でも、 さくなっている。 グレードが高まるにつれて改定グレードが小
- 6 実績給Ⅱの昇給運用の実際は不明。 年から○三年までは、 D2もD1・G5以下と同じ積み上げ方式 なお先述のとおり、二〇〇一

であったと考えられる。 績給Ⅱのフレームワークは同じ 「実績給」であったから、 実

7

ては不明

8

資格別評価別査定額は、 具体的に何が変化したかについ ないか。升目内は実額表示。 にもとづいて決められるのでけ く次の表のようなフォーマット おそら

9

これは本稿の課題ではないが

	AAA	AA	Α	В	•••
D 2					
D 1 · G 5					
G 4					
G 3					
G 2					
G 1					

備軍(組合員)については、まだ組合規制が辛うじて効いてい はならない。なお、現在の基幹社員 開発、ないしライン、スタッフ)それぞれの異同を押さえなくて ろう。むろん、職能の異なる部署 (e.g. 製造、販売、人事、 った部、課におけるそれらの運用が、ここでいうグループ、チー の意味を明確にするには、全体的な組織構造がいかに変化したの 近年、多くの会社で組織体制のフラット化が実施されていること る、というのが私の印象である。 大きな影響を受けて構築されているようである。そして、その予 金制度は、結局、上の管理から与えられる役割や成果にきわめて ムにおいてどのように変化したのかを確認しなくてはならないだ かということに加えて、従来、方針管理(目標管理)の単位であ (管理職) に対する人事・賃

10 担任とは製造現場でのみ適用される特称である。ただし近年の作 業方式の変化にともない、二○○五年度からは廃止される予定に あるという。

11 編著『人事労務管理の歴史分析』」日本労働研究雑誌、二〇〇二 田氏が提唱してきた職能資格制度と類似している。 付言すれば、職能資格制度を採用する企業では、必ずしも職務調 年一〇月号)。この意味において、当社の資格体系は、 ではそれが行われてきた(石田光男「書評・佐口和郎・橋元秀一 われないままに序列が構築されてきたふしがあるのに対し、 (科学的な装いを凝らした職務分析ではないことに注意) が行 かつて楠 当社

資格制度に限らず、 また、当社でも技能職の職務調査に際して適用されてきた点数法 が、八六年には分類法へと移行したのであるが、このように職能 社内序列が仕事基準から離れていく時期が

遷(上)(下)」同志社大学『評論・社会科学』四四、四五号、一 わが国の産業界であったことは確かであろう。この点について 次の論文を参照されたい。石田光男「十条製紙の職務給の変

ところで職務給の定義は論者によって様々なものがあるが、楠田 くの事実との接触から虚心に感じ取られていたからであろうか 氏のものが一番分かりやすいような気がする。それは、 (政策研究大学院大学『C・O・E・オーラル・政策研究プロジ 「クト:楠田丘オーラル・ヒストリー』二〇〇三年)。 職務給は当時の日本の慣習にはなじまないということを、 、楠田氏 多

12

八五年以前の技能職 (当時は現業職と呼称)の格付基準は、

13

精負 (30%) 6 12 18 24

5	20	30	30
(出所) Y 社労働 年、39 Ī	Y社の新	仕事別賃	金』1986

~35

16

視」など(すなわち能力主義)と形容されてきたところのもので

習熟 (20%)

4

8

12

16

肉負

(30%)

6

12

18

24

仕事グループ	格付基準
A 4	62~
A 3	54~61
A 2	36∼53

ウエイト

ランク

1

2

3

4

A 1

知識

(20%)

4

12

20

『Y社の新仕事別賃金』では、未格付期間は三年になっている。 であった。 目の合計点によって序列構造が形成されていた。なお、 ように「知識」 能職(現業職) の仕事グループ体系は、 「習熟」「肉体的負荷」「精神的負荷」という四項 A1~A4までの四段階 当時の技

社内序列の仕事基準から人基準への移行は、この点からも明らか

そして一九八八年一月一五日の格付より、

現在の形になった

15

14

とが予測される。それは従来、 前の慣習 (年功制) しく検討されなければならないように思う。このことは結局、 どのように運用されてきたかは大変興味のあるテーマであり、 である。人の序列化(ここでいう年次別管理)が、当社において 感を充足させるための(人基準の)評価制度が発達していったこ た先は、むろんかつてと同じ地点ではない。昇格にまつわる公平 への揺り戻しであったと考えられるが、 「頑張りを評価」、 「能力育成の重

表の

個人的な印象を述べることが許されるならば、そのシートは、 シートに記入すれば 下の関係が疎になっている場合に、部下がバイアスをかけてこの 力に自信がもてない人々にとってもそうである。また、上司―部 なかなかに記入しづらいものなのではないか。むろん、自分の能 対処しているのであろうか。というより、 織の和を重視して自己顕示を控えめにするような人々にとっては 上司はそれを信用してしまう可能性もあるが、これにどう -またそれを促すようなシートでもある そもそも疎慢な関係に

近年の人事・賃金制度改革(上)

こと以上にそのシートが役立つことはないように思われる。でに密な関係の場合、年に一回襟を正すためのもの、というる。逆に密な関係の場合、年に一回襟を正すためのもの、というとってきわめて荷厄介で緊張を要する仕事であろうかと思われ

- (17) 二○○四年度から、「ポイント制評価制度」と呼ばれる新たな仕組みが導入された。それは、役割と成果をより定量的・客観的に評価されてきた傾向にあったが、この改定によって、目標の難易度が定量的に評価される仕組みになった。このような評価の納易度が定量的に評価される仕組みになった。このような評価の納易度が定量的に評価される仕組みになった。このような評価の熱易度が定量的に評価される仕組みになった。このような評価の熱易度が定量的に評価される仕組みになった。このような評価の納い。
- (19) 評価段階は次のとおり。トリプルA=最高レベル、ダブルA=高いう。 価が明確に出来るほど個人的属性の強くないものであるからだと(18) なお、G4以下が対象外となっているのは、そこでの仕事は、評

との労使の「評価委員会」で進められている。

(21) むろん当社の話ではない。 う。 うのところ、この制度は本社でのみ試験的に運用されているとい

いレベル、A=標準レベル、B=努力が必要